

令和6年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第3回総会

日時 令和6年3月25日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局長	猪倉秀行	事務局長補佐(総括)	芳賀豊彦
事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広	農地係主任	土田修
農地係主事	芳賀遼太郎		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 時効取得について

議事

- (1) 議題10号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議題11号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第13号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時01分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第3回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番の山田委員、10番大泉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、芳賀主事にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第10号から議第13号までの議案について一括上程します。

- （1）議第10号「事業計画変更申請書の審議について」
- （2）議第11号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- （3）議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （4）議第13号「非農地証明願の審議について」

以上、議第10号から議第13号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、よろしくお願ひします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る3月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件2件を審査しました。

議第4号「非農地証明願の審議について」順位3番、西根地区の案件です。

現地は、大字西根字高畑の土地で、年月日不詳で宅地として利用され、昭和50年頃住宅を新築し、現在に至っている

もので、非農地と判断することはやむを得ないとなりました。

順位4番、寒河江地区の案件です。現地は、仲谷地二丁目で、前回総会時において、5条転用許可申請を取下げし、非農地証明願で対応することとなった土地です。平成10年頃から盛土を行い、石も組み、駐車場として利用され現在に至っているもので、非農地と判断することはやむを得ないとなりました。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時50分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。

議第10号「事業計画変更申請書の審議について」、9ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位 1 番朗読)

事由の詳細としては、当初事業計画者は平成 3 年 3 月 2 6 日付け指令農政 1 2 0 3 号により、農地法第 5 条の許可を受け、貸家建築を計画したが、親族間での協議の末、計画を断念していた。この度、当初計画者の孫が住宅を建築するものです。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局、よろしく申し上げます。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

 順位 1 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

 なお、議第 1 2 号順位 1 0 番でも出てきますので、ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

木村議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

 ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

 (発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。

議第10号「事業計画変更申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第11号「農地法第3条第1項の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第11号「農地法第3条第1項の規定による許可処分について」11ページをご覧ください。順位12番。

(議案書順位12番朗読)

場所につきましては、陵南中学校の交差点を西に進み、長生園の北西にある田んぼの中にある樹園地になります。3月13日寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。この農地は1筆の農地を5つに分割され、耕作されている農地のひとつとなっており、果樹園として利用するもので、引き続き耕作するのであれば問題ないかと思えます。地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位13番、14番所有権移転について関連しますので一緒に説明します。

(議案書順位13番、14番朗読)

場所については、高速寒河江インターの北東にある砂川原地区にある田んぼになります。3月13日に寒河江・南部地区農業委員、推進委員で現地調査を行いました。現在申請のとおり耕作している状態で、交換することにより[REDACTED]さんの農地に隣接することとなります。耕作の利便性を図るもので、引き続き耕作するのであれば問題ないかと思えます。地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位15番。

(議案書順位15番朗読)

場所については、陵東中から西へ進み、石持観光さくらんぼ園駐車場の交差点を右に曲がり、すぐ右側の田んぼになります。3月13日寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地の調査を行いました。現在、中間管理事業に賃貸借契約をしていますが、賃借人の希望で支払いを別にするものです。地区審査でも異議ありませんでした。

なお、こちらの件ですが、農業者年金の絡みで取り下げる予定です。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番鈴木です。

12ページをご覧ください。順位16番。

(議案書順位16番朗読)

3月13日西根・三泉地区の農業委員と推進委員全員で現

地を見てきました。

所在については主要道路天童大江線にあるそば処かつら、もしくはラーメンショップの前を中向方面へ南進すると、約500m先に沼川があります。沼川の橋を渡ってすぐ左に渡ると堤防沿いに同じく約500m行ったところですが、現在の場所は[]さんが借りていたのですが、農業委員会では度々農地確認でこの耕作放棄地を確認していたところですが、その場所を西根の多面的事業の農地再生事業の役員になっている借人の親が[]さんの土地の隣地を耕作している[]さんが耕作をして耕作放棄地を再生してはどうか、というような案で今回の申請となりました。

[]さんは以前独立する前までは農業委員である西尾委員のところで研修をしておりまして、資質が問われるかもしれませんが、新規就農者ではありますけれども、私がアドバイザーということで注意深く指導していきますので大丈夫だと思います。本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。議長。

順位12番、13番、14番、16番については農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

順位15番ですけれども、取り下げる予定とのことでしたので、今回は保留ということではいかがでしょうか。

また、順位の17番ですけれども、こちらの方は3月4日、3条の申請を受けておりますが、3月11日双方より取り下

げ願いを受け付けました。その後、21日、譲受人が来庁し、取り下げ願いを削除したいと申し出がありました。そこで、譲渡人による一方的な取り下げとなったため、許可書は双方の申請となっておりますので、農地法施行規則第10条1項本文に反したものとなっておりますので、この申請は却下としてはいかがでしょうか。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第11号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位15番、17番を除き、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第11号は順位15番、17番を却下、その他議案は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、14ページをご覧ください。

(議案書順位11番朗読)

場所につきましてはシャトレーゼと隣接する酒の高島屋のちょうど裏になります。3月13日に寒河江地区・南部地区の農業委員、推進委員にて現地の調査を行いました。都市計画区域内にある農地で周辺は宅地化されすでに農地が無く、計画通りであれば問題はないと判断しました。続きまして順位12番。

(議案書順位12番朗読)

場所につきましては寒河江島に新しくできた寒河江温泉の3軒となりになります。3月13日に寒河江地区・南部地区の農業委員、推進委員にて現地の調査を行いました。申請者の自宅の通路の拡張であり、計画通りで問題ないと判断しました。いずれも地区審査においても異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

同じく、14ページをご覧ください。

(議案書順位9番朗読)

3月13日に西根地区・三泉地区の農業委員、推進委員全員で現地を確認しました。所在は日田公民館のすぐ西隣であります。各地区、町内会でも説明がありまして、現地を確認したところ、公民館附属倉庫用地及びコミュニティ広場用敷地となっておりますけれども、主には消防の積載車の車庫であります。申請通りであれば問題はないと現地を確認して参りました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。
同じく、14ページをご覧ください。

(議案書順位10番朗読)

この件につきましては先ほど審議していただきました事業計画変更申請と同時申請となっております。場所につきましては、元のJAさがえ西村山柴橋第一支所付近の信号機の向かいに鴨田酒店がありますけれども、その裏側の敷地になります。3月11日に柴橋地区の農業委員、推進委員の計5名で現地を確認してきました。なお、本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位 9 番は公民館附属倉庫用敷地及びコミュニティー広場用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用区域外の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張、既存施設に隣接しており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 10 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位 11 番は宅地分譲用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常、宅地分譲は認めれておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認めれており、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位 12 番は通路用敷地への転用申請となっております。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしており、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第13号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第13号「非農地証明願の審議について」、16ページをご覧ください。

(議案書順位4番朗読)

場所につきましては陵南中の交差点を南に進み、紀の代寿司の先の丁字路を左に進みます。その十字路の先の左側になります。3月13日に事前審査会にて現地調査を行いました。片桐会長職務代行者の報告にもありましたが、前回総会時において5条転用申請を取り下げし、非農地証明で対応することになった農地です。周辺の状況を考えると非農地でもやむを得ないない判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。
同じく16ページをご覧ください。

(議案書順位3番朗読)

場所については、市道の日田高松線の宝地区でありまして、犬飼建設の所を旧道の溝延街道がありまして、そこへ200m程入った地点であります。3月18日に事前審査会出席者全員で現地を見て参りました。

ほとんど宅地になっており、申請事由通りでないかと判断しました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第13号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定しました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

令和6年3月25日

第3回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 1番委員 山田和義

議事録署名委員 10番委員 大泉孝彦